

平成24年5月サービス開始予定!!

でんさい ネット

手形に代わる新たな決済手段が
誕生します!

中京銀行を通じたご利用を
是非ご検討ください。



「電子記録債権」と「でんさいネット」

電子記録債権とは?

- 平成20年12月に施行された、「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい金銭債権です。
- 手形や指名債権(売掛債権等)のいくつかの問題点を克服し、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、譲渡支払いに利用することができます。

でんさいネット/でんさいとは?

- 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。
- 同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」といいます。
- 「でんさいネット」は、取引金融機関を通じたご利用となります。
※金融機関所定の手続きが必要になります。

電子債権で すっきり解決!!

支払企業では…

- **ペーパーレスだから手続きがラクラク! 搬送代もかかりません!**
電子債権を使えば、手形の発行、振込の準備など、支払いに関する面倒な事務負担が軽減されます。手形の搬送コストも削減できます。
- **印紙税は課税されません!**
手形と異なり、印紙税は課税されません。
- **支払手段の一本化で効率的!**
手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能となり、効率化が図れます。



受取企業では…

- **ペーパーレスだから安心・安全! 保管も不要です!**
ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配はなくなります。厳重に保管、管理する必要がなくなりますので、無駄な管理コストを削減することができます。
- **分割できます!**
必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることができます。手形にはない、電子債権特有の大きなメリットです。
- **期日になると自動入金!**
支払期日になると自動的に銀行口座に入金されますので、面倒な取立手続は不要です。手形と異なり、支払期日当日から資金をご利用いただくことができます。
- **債権を有効活用!**
電子債権は流通性の高い債権です。電子債権であれば、これまで資金繰りのために利用できなかった債権も、譲渡や割引などが可能になり、無駄なく有効に活用することができます。



Q&A

Q 業務開始はいつからですか?

A 平成24年(2012年)5月を予定しています。
※主務大臣からの指定時期やシステムの開発状況等により、業務開始時期が変更される場合があります。

Q どこで利用ができるのですか?

A 現時点では、全国銀行協会に加盟する正会員銀行のほか、振込のネットワーク(全銀システム)に加盟している信用金庫、信用組合等もでんさいネットに参加する予定です。
※中京銀行でも、でんさいネットの業務開始に合わせてサービス提供できますように準備を進めております。

Q 利用料はかかるのですか?

A ご利用内容に応じて、金融機関ごとに設定される予定です。

Q 手形は無くなってしまいますか?

A 支払手段の選択は、最終的には事業者のみなさまの判断に委ねられます。でんさいネットでは、ペーパーレス化社会の実現に向け、電子債権がこれまでの手形等による支払手段よりも使い勝手の良いものとなるよう、今後も工夫を重ねてまいります。

Q 電子債権は、手形の代替機能しかないのですか?

A 電子債権は、手形債権や指名債権(売掛債権等)とは異なる新たな金銭債権として創設されました。手形に代替する活用方法に限らず、広く売掛債権の代替機能を果たすことが期待されています。

Q でんさいネットの電子債権は、安心して受け取ることができますか?

A でんさいネットでは、手形の取引停止処分制度と同等のペナルティを課す支払不能処分制度を導入いたします。よって、一定の信頼性が確保されます。

でんさいネットを利用した電子債権取引イメージ

1 電子債権の発生

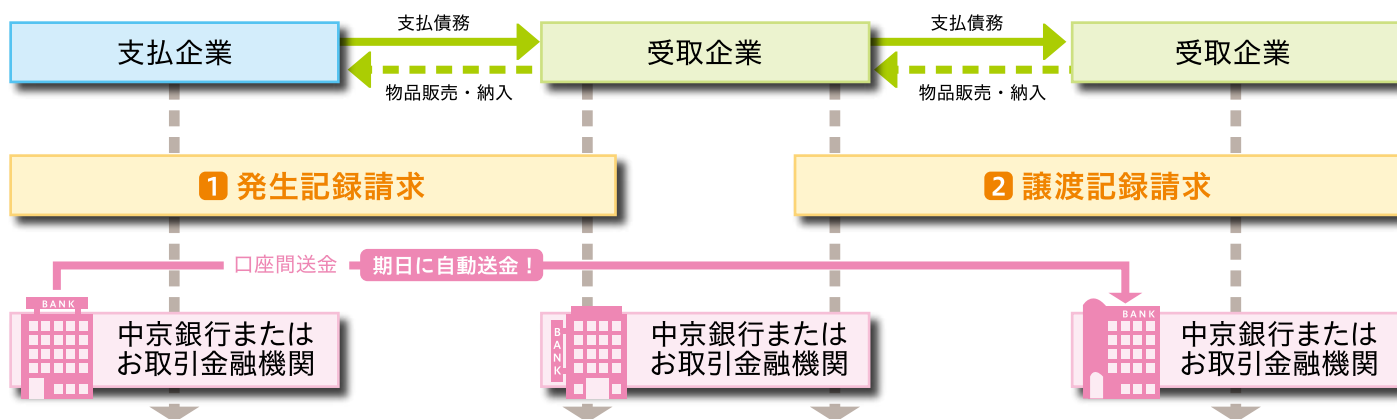
金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。

2 電子債権の譲渡

金融機関を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。

3 電子債権の支払

支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金を引き落とし、受取企業の口座へ払い込みが行われます。でんさいネットが支払いが完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。また、手形と異なり、受取企業は支払期日当日から資金を利用することが可能となります。



(株)全銀電子債権ネットワーク
【電子債権記録機関】

記録原簿

1 発生記録 → 2 譲渡記録 → 3 支払等記録

電子債権とは

手形債権や指名債権(売掛債権等)が抱える問題を克服し、事業者の資金調達を円滑化を図ることを目的として創設された新たな金銭債権です。電子債権記録機関が作成する記録原簿に電子的な記録を行うことにより、債権の権利内容が定められます。

でんさいネット 電子債権 の特長

■全国規模の安心ネットワーク

実績ある全国の銀行間ネットワークを活用することにより、安心で信頼できるサービスを提供できます。

■銀行との連携による簡易な決済方法の実現

銀行との連携により、期日になると自動的に登録された口座に払い込みが行われます。振込伝票の作成や手形の取立のような、面倒な手続は一切不要です。